



千葉労働局発表
令和3年11月5日

1 及び 2 の照会先

千葉労働局労働基準部賃金室

室長 庄司 淳

室長補佐 北川 能章

(電話) 043-221-2328

3 の(1) 及び 4 の照会先

千葉労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官

堀江 昌生

室長補佐 竹中 広治郎

(電話) 043-306-1860

3 の(2) の照会先

千葉労働局職業安定部職業対策課

課長 常住 房夫

課長補佐 日暮 信義

(電話) 043-221-4391

報道関係者 各位

千葉県下の 2 件の特定最低賃金を改正します

－効力発生日は令和3年12月25日－

千葉労働局長（局長：江原由明）は、千葉県下に設定されている 7 件の特定最低賃金のうち 2 件について、次のとおり改正します。

1 改正内容（金額は時間額）

	件名（業種）	改正額	発効日	改正前	引上額
特定最低賃金	鉄鋼業	1,023円	令和3年12月25日	995円	28円
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	981円	令和3年12月25日	954円	27円

2 改正の経過

本年 8 月 2 日、千葉労働局長から千葉地方最低賃金審議会（会長：大澤克之助）に、7 件の特定最低賃金について、改正の必要性の諮問をしました。その結果、上記 2 件の改正を行うこととされ、それぞれに専門部会の設置、審議が行われ、9 月 29 日と 10 月 6 日に上表の内容の答申がありました。官報公示等を経て、答申どおり、令和 3 年 12 月 25 日から発効します。

3 千葉労働局では、最低賃金引上げに向けた環境整備に係る中小企業・小規模事業者支援として、助成金の活用を推進しています。

(1) 業務改善助成金（別添1リーフレット参照）

事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金－千葉県最低賃金から30円以内－）を20円以上引き上げ、設備投資等を行った事業主に対して、最大600万円（90円コースの場合）の助成金が支給されます。

令和3年8月より、既存の4コースに加え45円コースの新設、上限加算の対象人数を10人以上までに拡大、同一年度内に複数回（2回まで）申請可能など、より申請しやすいように改善されました。

助成金の申請を検討される事業主の方で、最低賃金近辺の賃金を引き上げる場合は、現在の最低賃金が引き上げられる前に申請する必要があります。

(2) 雇用調整助成金（別添2リーフレット参照）

令和3年10月から3か月の休業について、業況特例等の対象となる中小企業が、事業場内で最も低い時間給を、令和3年7月16日以降、同年12月までの間に、30円以上引き上げる場合に休業規模要件（1/40以上）を問わず助成金が支給されます。

- 4 千葉労働局では、様々な経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「千葉働き方改革推進支援センター」（電話0120-174-864・別添3リーフレット参照）を設置しています。同センターでは、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業への支援として、生産性向上に向けた取組や、上記助成金の申請の相談等に応じています。

(参考)

ア 最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類があり、特定最低賃金は、特定地域内の特定産業の基幹的労働者とその使用者に適用されます。産業別の労働者又は使用者の代表者が、基幹的労働者を対象に地域別最低賃金より金額が高い最低賃金が必要と申し出たものについて、千葉労働局長が千葉地方最低賃金審議会の意見を聴いて設定しています（最低賃金法第15条第1項・2項）。

イ 別表1の千葉県の最低賃金一覧表のとおり、千葉県下には7件の特定最低賃金があり、○調味料製造業最低賃金、○はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金、○計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業最低賃金、○各種商品小売業最低賃金、○自動車（新車）小売業最低賃金の5件については、令和3年度は改正されていません。

ウ 地域別最低賃金である千葉県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用される千葉県最低賃金は、令和3年10月1日に時間額953円に改正されました。

エ 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

オ 次に掲げる者（基幹的労働者以外の者）は、「千葉県最低賃金」が適用され、特定最低賃金は適用されません。

☆18歳未満又は65歳以上の者、☆雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の

もの、☆清掃又は片付けの業務に主として従事する者、☆その他、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」については、別表1の千葉県の最低賃金一覧表の「最低賃金の適用について」欄をご参照下さい。

カ 平成元年度以降の千葉県の最低賃金の推移については、別表2のとおりです。

令和3年8月から

「業務改善助成金」が使いやすくなります

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
を行った場合に、その費用の一部を助成します。



詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索

変更後のコース内容

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金(925円)の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	3 / 4 生産性要件を満たした場合は 4 / 5 (※2)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上(※1)	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
(新設) 45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下に該当する事業場が対象となります。

生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

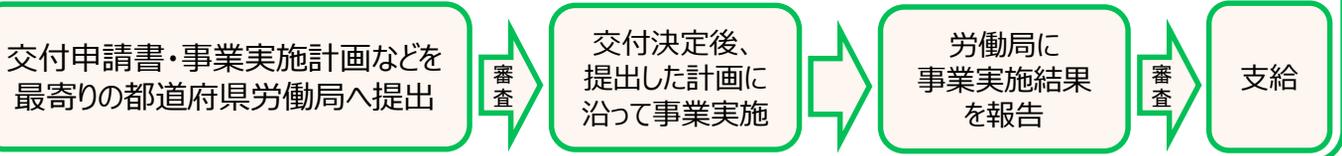
その他の変更点

- ◆ PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。
※特例のうち、生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限ります。
- ◆ 同一年度内に複数回（2回まで）申請することができます。

ご留意頂きたい事項

- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

助成金支給までの流れ



申請先

◆ 千葉労働局雇用環境・均等室 企画部門

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎 【電話番号】043-306-1860

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

～・業務改善助成金の活用事例～

業務改善 事例1 業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

業務改善 事例2 テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

企業概要
【所在地】三重県 【従業員数】26人 【事業内容】建築物清掃業
【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。
清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。

清掃業務の負担を軽減し、日程調整や書類作成も効率化したい

導入前 導入後

役員

さらなる工夫
受発注は電話のみで行っていたが大半だったが、メールとアプリを活用し、スケジュール表で可視化できるようにした。

床洗浄の作業が3人から1人になり、事務作業の効率化で取引先と円滑なコミュニケーションが可能

実施内容
業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

成果
清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、活用可能な助成金を検索

企業概要
【所在地】福岡県 【従業員数】9人 【事業内容】飲食業
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。
注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えました。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい

導入前 導入後

代表者

さらなる工夫
揚げ物の揚げ時間を短縮できる機器や、飲み放題用のセルフ式設備の導入により、従業員のさらなる業務負担軽減を進めた。

1か月当たりの注文受け時間が約12時間短縮

実施内容
テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

成果
注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索

(事業主の方へ)

令和3年5月から11月までの 雇用調整助成金の特例措置等について



制度の見直し等によりその都度**支給申請様式の改定**を行っております。そのため、支給申請を行う場合は、**その都度**、厚生労働省HPから**最新様式のダウンロード**をお願いします。

延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和3年9月30日**までを期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、

この特例措置を11月30日まで延長いたします。

特例措置の内容

判定基礎期間の初日		～4月末	5月～11月	
中小企業	原則的な措置 【全国】	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (9/10) 13,500円 ①	
	業況特例 (※1) 【全国】	-	4/5 (10/10) 15,000円 ②	
	地域に係る特例 (※2)	緊急事態宣言	-	4/5 (10/10) 15,000円 ②
		まん延防止等重点措置	-	4/5 (10/10) 15,000円 ②
大企業	原則的な措置 【全国】	2/3 (3/4) 15,000円	2/3 (3/4) 13,500円 ①	
	業況特例 (※1) 【全国】	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円 ②	
	地域に係る特例 (※2)	緊急事態宣言	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円 ②
		まん延防止等重点措置	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円 ②

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は**解雇等を行わない場合**

①は令和2年1月24日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」の要件により適用する助成率を判断しています。

②は令和3年1月8日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無により適用する助成率を判断しています。

○雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。



※ 1・※ 2に該当する事業主の方へ

※ 1 業況特例（特に業況が厳しい全国の事業主）

【対象となる事業主】

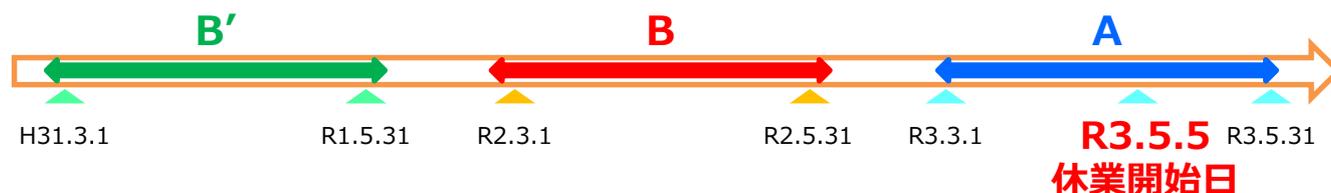
AとBそれぞれの月平均値の生産指標（売上げ高等）を比較し、**Aが30%以上減少**している事業主

A：判定基礎期間の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

B：Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期または前々年同期の生産指標

（①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合（緊急雇用安定助成金は②のみ）に限る。）

例：令和3年5月から休業を実施した場合



【対象となる休業等】

令和3年1月8日から11月末まで(※)の休業等（短時間休業を含む）

(※) 中小企業は5月1日から11月末まで（4月末までは本特例を受けずに同様の助成が受けられます。）

※ 2 地域に係る特例（営業時間の短縮等に協力する事業主）

【対象となる事業主】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等

- (1)緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、
- (2)緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- (3)要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
- (4)休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、入場者の整理等、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

【対象となる休業等】

要請等対象施設における以下の期間を含む判定基礎期間の休業等（短時間休業を含む）



厚生労働省ホームページに掲載する区域及び期間

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html

お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

厚生労働省HP

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



事業主、労務担当者様
そのお悩み、ぜひ

専門家に

ご相談

ください!

ひとつでもチェックがつかますか?

- 年次有給休暇**5日間**の取得をしていない従業員がいませんか?
- 1ヶ月に**45時間超残業**している従業員がいませんか?
- 月60時間超の時間外労働に対する**割増賃金**を払っていますか?
- パートタイムに正社員と**同じ手当を支給**していますか?
- コロナ禍による、**テレワーク実施時の労務管理**が整っていますか?



これらを改善することにより
「**人手不足の解消と定着**」を図りませんか!



ご都合に合わせた
相談方法が選べる!

働き方改革の推進にのため、中小企業・小規模事業者等を中心に就業規則の作成方法、非正規労働者の処遇改善、過重労働対策、賃金規定の見直し、**労働関係助成金**の活用等について働き方改革に取り組む事業主の皆様へ助言・提案などの相談支援を行います。

相談方法

- ① 企業訪問 (1社あたり最大6回)
- ② 電話・メール
- ③ センター来所
- ④ 出張相談会

千葉働き方改革推進支援センター

TEL 0120-174-864

受付時間 平日 9:00~18:00

住所 〒260-0013
千葉市中央区中央 4-13-10 千葉県教育会館 7階

MAIL hk12@mb.langate.co.jp FAX 043-301-5835

[http:// 千葉働き方改革推進支援センター .site](http://千葉働き方改革推進支援センター.site)

相談・セミナー情報詳細は、
ホームページをご覧ください。

千葉 働き方改革

検索



年次有給休暇の 確実な取得

大企業・中小企業とも 2019年4月～

時間外労働の 上限規制

大企業：2019年4月～／中小企業：2020年4月～

同一労働同一賃金

2020年4月～

※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の運用は、2021年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得とは

労働基準法が改正され、使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上全ての労働者に対し、時季を指定して毎年5日、年次有給休暇を確実に取得させる必要があります。

時間外労働の上限規制とは

残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

同一労働同一賃金とは

正社員と非正規労働者との間の不合理な待遇差が禁止されます。



個別訪問申込書 FAX：043-301-5835



千葉働き方改革推進支援センター 宛

WEB相談フォームはこちら ▶▶▶▶

事業場名				ご担当者 氏名																			
所在地	〒 -																						
連絡先	電話		E-MAIL																				
	FAX																						
訪問 希望日	・ 令和 年 月 日 () ・ 令和 年 月 日 () ・ 令和 年 月 日 ()			<input type="checkbox"/> オンライン相談希望	※ 後日、日程調整のお電話を申し上げます。																		
相談内容 ✓をお付け 下さい	<table border="0"><tr><td><input type="checkbox"/> 残業時間の上限規制</td><td><input type="checkbox"/> 人手不足</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 各種助成金の申請・活用</td><td><input type="checkbox"/> 最低賃金制度</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 36協定</td><td><input type="checkbox"/> 無期転換制度</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 同一労働・同一賃金 (非正規労働者待遇改善)</td><td><input type="checkbox"/> 生産性向上への対応</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 就業規則・賃金規定等の見直し</td><td><input type="checkbox"/> 賃金制度全般</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> テレワーク</td><td><input type="checkbox"/> 職務分析・職務評価</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 育児・介護制度の整備</td><td><input type="checkbox"/> 高度プロフェSSIONAL制度</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得義務付け</td><td></td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> その他【</td><td>】</td></tr></table>					<input type="checkbox"/> 残業時間の上限規制	<input type="checkbox"/> 人手不足	<input type="checkbox"/> 各種助成金の申請・活用	<input type="checkbox"/> 最低賃金制度	<input type="checkbox"/> 36協定	<input type="checkbox"/> 無期転換制度	<input type="checkbox"/> 同一労働・同一賃金 (非正規労働者待遇改善)	<input type="checkbox"/> 生産性向上への対応	<input type="checkbox"/> 就業規則・賃金規定等の見直し	<input type="checkbox"/> 賃金制度全般	<input type="checkbox"/> テレワーク	<input type="checkbox"/> 職務分析・職務評価	<input type="checkbox"/> 育児・介護制度の整備	<input type="checkbox"/> 高度プロフェSSIONAL制度	<input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得義務付け		<input type="checkbox"/> その他【	】
<input type="checkbox"/> 残業時間の上限規制	<input type="checkbox"/> 人手不足																						
<input type="checkbox"/> 各種助成金の申請・活用	<input type="checkbox"/> 最低賃金制度																						
<input type="checkbox"/> 36協定	<input type="checkbox"/> 無期転換制度																						
<input type="checkbox"/> 同一労働・同一賃金 (非正規労働者待遇改善)	<input type="checkbox"/> 生産性向上への対応																						
<input type="checkbox"/> 就業規則・賃金規定等の見直し	<input type="checkbox"/> 賃金制度全般																						
<input type="checkbox"/> テレワーク	<input type="checkbox"/> 職務分析・職務評価																						
<input type="checkbox"/> 育児・介護制度の整備	<input type="checkbox"/> 高度プロフェSSIONAL制度																						
<input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得義務付け																							
<input type="checkbox"/> その他【	】																						

【個人情報の取り扱いについて】

- 本申込書にご記入いただいた個人情報（以下「個人情報」）を取得する事業者：ランゲート株式会社（以下「当社」）
- 当社の個人情報保護管理者および個人情報に関する問合せ先：
情報通信部 PMR 担当 E-MAIL：privacy@mb.langate.co.jp
- 取得した個人情報は、「令和3年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」（以下「本事業」）の相談支援申込みのために利用します。
- 当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、当社が定める個人情報保護の水準を満たした委託者（中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 専門家）に、個人情報を委託することがあります。
- 当社は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。
- 当社は、本事業の実施報告のため、本事業の委託者である厚生労働省に、個人情報を書面にて提供することがあります。

※ 上記内容について 同意する（チェックしてください）

千葉県の最低賃金一覧表

別表 1

千葉労働局

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も

最低賃金件名	最低賃金額 時間額(円)	発効 年月日	最低賃金の適用について
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金	953	令和 3.10.1	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。

特 定 最 低 賃 金	調味料製造業 (味そ製造業を除く。)	953	令和 3.10.1	*調味料製造業の特定最低賃金(889円)は、令和3年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(953円)」が適用されます。
	鉄鋼業	1,023	令和 3.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	はん用機械器具、 生産用機械器具製造業 ※注	953	令和 3.10.1	*はん用機械器具、生産用機械器具製造業の特定最低賃金(922円)は、令和3年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(953円)」が適用されます。
	電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 (電球・電気照明器具製造業、 電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、 補助的経済活動を行う事業所を除く。)	981	令和 3.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ (4)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、 操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、 組線、巻線、端末処理、はんだ付け、 取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、 材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務
	計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、 医療用機械器具・医療用品製造業、 光学機械器具・レンズ製造業、 時計・同部分品製造業、 眼鏡製造業	953	令和 3.10.1	*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、 医療用機械器具・医療用品製造業、 光学機械器具・レンズ製造業、 時計・同部分品製造業の特定最低賃金(887円)は、 令和3年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(953円)」が適用されます。
	各種商品小売業 (注：衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、 その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所)	953	令和 3.10.1	*各種商品小売業(848円)は、令和3年度は改正されないため、 この額を上回る「千葉県最低賃金(953円)」が適用されます。
	自動車(新車)小売業	953	令和 3.10.1	*自動車(新車)小売業(922円)は、令和3年度は改正されないため、 この額を上回る「千葉県最低賃金(953円)」が適用されます。

※注 はん用機械器具製造業…家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業（他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

生産用機械器具製造業…建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

◎ 支払い賃金を最低賃金と比較する場合、賃金から精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、賞与及び臨時の賃金は除外します。

◎ 最低賃金の詳しい内容は、千葉労働局賃金室(043-221-2328)又は最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。

千葉労働局

検索

千葉県最低賃金の推移

(令和3年12月25日現在)

別表2

(単位円)

年度	地域別	特定最低賃金						
	千葉県最低賃金	調味料製造業	鉄鋼業	一般機械器具製造業(略称)	電気機械器具製造業(略称)	精密機械器具製造業(略称)	各種商品小売業	自動車(新車)小売業
平成元年	503			570	565	557	538	554
	4,019			4,560	4,520	4,454	4,300	4,430
2年	527	583	609	600	594	586	567	587
	4,212	4,664	4,872	4,800	4,750	4,681	4,530	4,695
3年	553	620	642	632	625	617	600	622
	4,420	4,953	5,129	5,053	4,996	4,929	4,800	4,969
4年	576	647	670	660	653	644	628	650
	4,607	5,170	5,354	5,275	5,221	5,146	5,020	5,193
5年	594	668	691	681	675	665	649	672
	4,751	5,343	5,526	5,447	5,395	5,318	5,188	5,369
6年	609	685	708	699	694	683	667	691
	4,867	5,477	5,664	5,584	5,547	5,457	5,330	5,521
7年	623	701	725	715	711	699	683	708
	4,977	5,605	5,794	5,717	5,686	5,585	5,462	5,658
8年	635	717	741	731	727	715	699	724
	5,080	5,729	5,922	5,848	5,816	5,713	5,590	5,787
9年	650	733	758	748	744	731	715	741
	5,190	5,858	6,058	5,984	5,952	5,846	5,720	5,923
10年	662	746	772	762	758	745	728	755
	5,282	6,967	6,171	6,096	6,063	5,953	5,824	6,035
11年	667	753	779	769	765	752	735	762
	5,329	6,023	6,229	6,152	6,119	6,009	5,878	6,091
12年	672	759	785	776	771	758	741	768
	5,372	6,071	6,280	6,202	6,168	6,058	5,929	6,141
13年	676	764	791	781	777	763	746	773
	5,408	6,110	6,321	6,243	6,210	6,098	5,967	6,183
14年	677	765	792	782	779	764	747	774
15年	677	766	793	783	780	765	747	775
16年	678	767	795	785	782	767	748	777
17年	682	771	800	789	786	771	751	781
18年	687	775	806	794	791	776	756	786
19年	706	785	819	805	803	788	767	799
20年	723	795	829	814	813	798	775	807
21年	728	800	836	817	817	801	777	809
22年	744	806	846	823	824	808	782	815
23年	748	810	850	827	829	812	788	819
24年	756	817	857	833	836	819	795	827
25年	777	827	867	843	846	829	807	838
26年	798	839	880	855	859	841	819	850
27年	817	852	893	869	872	854	832	865
28年	842	868	915	884	887	869	848	880
29年	868	889	938	902	906	887	* 868	900
30年	895	* 895	965	922	928	* 895	* 895	922
令和元年	923	* 923	993	* 923	951	* 923	* 923	* 923
2年	925	* 925	995	* 925	954	* 925	* 925	* 925
3年	953	* 953	1,023	* 953	981	* 953	* 953	* 953

平成13年度までの下段は日額。14年度から時間額のみ。 特定最賃の*は千葉県最低賃金が適用されます。